

○財務省告示第二百二十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年三月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年四月七日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第四十
六回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

発 別 に ご
行 参 よ と
「 加 る に
と 者 発 応
い ・ 行 募
う 第 (限
。 II 以 度
非 一 額
格 国 定
争 市 る
入 場 も
札 特 の

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 範 場 所 の う
額 を 特 別 ち ち
を 割 内 参 募 募
り 割 に 加 額 を 価
当 お 者 順 格
て いて 各 の 次 の
。 各 の 割 高
申 応 り い

つ 定 円 千 付 一 会 五 つ 定 う 額
い に 、 六 国 項 計 億 い に ち 面
て 基 同 百 債 の に 八 て 基 、 金
は づ 法 七 に 規 関 千 は づ 財 額
、 き 第 十 つ 定 す 六 、 き 政 で 六
額 発 四 一 い に る 百 額 発 法 第 千
面 行 十 億 て 基 法 六 面 行 第 四 百
金 し 七 九 は づ 律 十 金 し 第 一 十 六
額 た 条 千 、 き 第 四 万 二 付 一 項 の
で 利 第 七 額 発 行 十 六 、 千 債 の
千 国 項 十 金 し 六 条 特 八 債 に 規
百 債 の 五 額 た 条 別 百 百
三 に 規 万 で 利 第 別 百 百

十 十 十
九 八 七

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
七 か 通
年 ら 知
三 通 受
月 知 け
二 受 け
十 け た
日 者